

		質問	回答
1.	目的	この支援金の目的を教えてください。	長引く物価高騰による影響を受けている医療機関等において、事業の質の確保、持続的な運営、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等の事業継続を支援し、もって本市の医療等の維持を図るものです。
2.	支給対象	対象となる施設はどこですか。	【基本的要件】 令和7年6月1日現在、豊中市内に開設しており、かつ、施設種別ごとに定める以下の要件を満たしている医療機関等が対象です。 ただし、申込日時点で休止又は廃止している施設、運営の実態がない施設は対象外です。 また、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者が開設又は関係している施設も対象外です。 【施設別要件】 ①病院、診療所及び薬局 (ただし、令和7年6月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限る。) ②助産所 (ただし、令和7年6月1日以前に開設をした助産所に限る。) ③施術所 (ただし、令和7年6月1日以前に開設している施術所のうち、令和7年6月1日以前に療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び大阪府知事から承諾又は登録の通知を受けている施術所に限る。) ④歯科技工所 (ただし、令和7年6月1日以前に開設をした技工所に限る。) ※上記の条件を満たした施設で、令和7年6月2日以降に、施設の移転や個人事業主の法人化、受領委任の施術管理者の変更等により再度指定(登録、承諾)を受け直した施設については交付対象となります。
3.	支給対象	なぜ、保険医療機関の指定や受領委任を取り扱う者として登録(承諾)を受けていないと対象にならないのですか。	今回の支援金は、原則として、診療報酬などの公定価格で運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等を対象としているため、そうした条件を付しています。
4.	支給対象	受領委任の取扱いを受けていないのですが、支給対象になりますか。(施術所)	支給の対象となりません。
5.	支給対象	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所を同一の開設者が同一の場所で運営している場合、要件を満たしていれば、2件分の申込みができますか？	ひとつの施術所とみなしますので、いずれか一方の業区分により、1件の申込みとしてください。
6.	支給対象	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を開設し、併せて、自らの自宅にて出張専門施術者としての届出(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう法第9条の3)もしている場合、2件分の申込みができますか。	別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が要件を満たしていれば、2件分の申込みが可能です。
7.	支給対象	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所の両方を運営しており、施術所の所在地が異なっている場合は、2件分の申込みができますか。	別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が要件を満たしていれば、2件分の申込みが可能です。
8.	支給対象	6月1日付の開設届を6月5日に保健所に届出しましたが、支給の対象になりますか。	①病院、診療所及び薬局： 令和7年6月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設であれば対象です。 ②助産所：対象です。 ③施術所： 令和7年6月1日以前に受領委任の取扱いにかかる厚生(支)局長及び大阪府知事からの承諾の通知を受けている施術所であれば対象です。 ④歯科技工所：対象です。
9.	支給対象	市立施設は対象ですか。	市が開設した施設は対象外です。
10.	申込方法	どのように申込みをしたらよいですか。	豊中市電子申込システムからお申込みください。 【電子申込システム】 手続き名：「【医療機関等】物価高騰対策事業支援金の申込み」 https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9367
11.	申込方法	電子申込システムの操作方法が分からない場合、どうしたらよいですか。	電子申込システムのヘルプ画面をご確認いただくか、システム操作に関するお問合せ先へご連絡ください。 【ヘルプ画面】 https://apply.e-tumo.jp/help/CITYTN 【システム操作に関するお問合わせ先】 ・固定電話(コールセンター)：0120-464-119(フリーダイヤル；平日9時から17時) ・携帯電話(コールセンター)：0570-041-001(有料；平日9時から17時) ・FAX(コールセンター)：06-6733-7307(原則24時間受付) ・メール(コールセンター)：help-shinsei-toyonaka-city@apply.e-tumo.jp(原則24時間受付)
12.	申込方法	電子申込みを誤って2回してしまったが、どうしたらよいですか。	不要な申込みについて返却・取下げ処理を行う必要がありますので、以下までご連絡ください。 【連絡先】 豊中市保健所 保健安全課 医薬安全係 06-6152-7384
13.	申込方法	電子申込みができないため、紙で申込みたいのですが、対応可能でしょうか。	原則、電子申込システムによる申込みをお願いしていますが、紙による申込みをご希望の方は、所定の様式に必要事項をご記入の上、必要書類(振込先金融機関の通帳の写し(口座情報が分かるもの)を添付し、郵送で申込みいただくか、直接担当窓口にご持参ください。 申込様式はホームページよりダウンロードいただくか、窓口で配布いたします。 ※FAXでの受付はできませんので、ご注意ください。 【ホームページ】 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/iryoubukkakoutou.html 【郵送先・窓口】 〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 豊中市保健所 保健安全課 医薬安全係

		質問	回答
14.	申込内容	施術所の「開設者」と「施術管理者」が異なる場合、どちらが申込みしたらよいですか。	施術所の「開設者」が申込みしてください。
15.	申込内容	「病床数」には何の数字を記入すればよいですか。(病院・有床診療所)	令和7年6月1日時点の「許可病床数」(医療法第27条に基づく使用許可を受けた病床数)を記入してください。
16.	申込内容	「医療機関コード又は登録記号番号」がわかりません。	【保険医療機関・薬局】 ・「27+点数表コード※+指定通知書の番号(7桁)」 ※点数表コードは、内科1、歯科3、薬局4 【柔道整復施術所】 ・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの登録通知書」に記載された、「協」又は「契」+9桁の番号 【あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所】 ・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの承諾通知書」に記載された、10桁の番号。なお、下記の近畿厚生局のホームページでも確認できる《はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所》 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/ahaki_itiran_00001.html 【助産所、歯科技工所】 ・該当するコードがありませんので、空欄としてください。
17.	申込内容	医療機関コード又は登録記号番号を確認したいのですが、診療報酬支払通知書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。	レセプトのオンライン請求が可能な施設は、国保連のオンライン請求システムから支払通知書のPDFデータをダウンロードする等で入手いただくか、発行元に再発行を依頼してください。
18.	申込内容	支給金額はどのように計算したらよいですか。	支給金額は、以下のとおりです。 なお、電子申込システムでの申込みの場合、金額は自動で計算されるため、計算していただく必要はありません。 ①病院・有床診療所(4床以上) 許可病床数×8,000円 ②その他の施設 1施設あたり30,000円
19.	振込	振込口座名義は各施設(店舗)の名義でもよいですか。	個人開設の場合は、開設者個人名義の口座をご用意ください。 法人開設の場合は、法人名義の口座(法人名義の口座を有していない場合に限り、代表者の個人名義の口座でも可)をご用意ください。
20.	振込	紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいですか。	金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人(フリガナ)、口座種別(普通・当座等)、口座番号が全て確認できる書類が必要となりますので、下記のような書類を添付してください。 ・口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なる) ・口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面をスクリーンショットしたもの) ※上記証明書等の入手方法は、当該金融機関のホームページ等で確認いただくが、当該金融機関にお問い合わせください。 ※マイナンバーが記載されているものは添付しないようご注意ください。
21.	振込	申込み後、振り込まれるまでどれくらいかかりますか。	支給決定の日から30日以内に振り込みを行います。 なお、支給決定及び支給決定通知書の発行については、電子申込みの際に使用されたメールアドレスに通知が入ります。 (※郵送等、電子申込み以外で申し込みをされた方は、郵送にて支給決定通知書を郵送して通知します。)
22.	振込	振込通知書は送られてきますか。(振込日はわかりますか。)	振込通知書の送付はしていません。支給決定の日から30日以内に振り込みますので、通帳等でご確認ください。
23.	その他	支援金は税の対象となりますか。	対象となる場合があります。詳しくは、税務署等にお問い合わせください。
24.	その他	受給した支援金の用途に制限はありますか。	本支援金は、物価高騰に係る医療機関等の負担軽減を目的としていますが、支援金の用途に制限はありません。
25.	その他	(電子申込システムにて、利用者登録をせずに申込みをした場合) 申込内容照会(支給決定通知書の発行含む)の際に必要な整理番号、パスワードがわかりません。	整理番号及びパスワードは、申込完了画面又は申込完了通知メールにてお知らせしています。(通知メールの件名は、「物価高騰対策事業支援金・仮受付完了のお知らせ」です。) なお、整理番号のみであれば、システムより送信された他の通知メールにも記載されています。 ※パスワードがわからない場合は担当課までご連絡ください。 (電子申込システム(担当者側)よりパスワードの再送信をします。)